



ルールを守って自転車に乗りましょう

☎生活交通係Tel 74-4758



自転車は、子どもから高齢者まで多くの方が利用している身近な乗り物で、ルールを守らなければ自分が被害を受けるだけでなく、加害者にもなりうる危険があります。今一度、安全のためにルールの確認をお願いします。

自転車安全利用五則

- ①車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先
- ②交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- ③夜間はライトを点灯
- ④飲酒運転は禁止
- ⑤ヘルメットを着用(子どもに限らず、すべての人にヘルメットの着用が努力義務化されています)

自転車賠償責任保険などに加入しましょう!

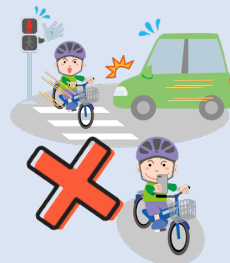
自転車は、自動車の賠償責任保険のような強制的な加入保険制度がなく、加害者になった場合、多額の賠償金を自己負担しなければならないケースがあります。万が一に備え、自転車損害賠償保険などに加入しましょう。

自転車も罰則対象!!

4月から、自転車の一定の違反に交通反則通告制度(青切符)が適用されます。

自転車の指導取り締まりの基本的な考え方に変更はなく、原則、指導警告としていますが、信号無視や携帯電話使用などの悪質・危険な反則行為をした16歳以上の運転者が取り締まりを受けると、青切符が交付され反則金の納付が通告されます。

自転車も車両の一つです。交通ルールを守り、安全運転を心がけましょう。詳細は警察庁ホームページをご確認ください。



警察庁 HP

運転免許証 自主返納しませんか?

☎生活交通係Tel 74-4758



交通事故の減少を図るため、運転に不安がある方の運転免許証の自主返納を促進し、返納をした方に支援品を進呈する「運転免許証自主返納サポート事業」を実施しています。

運転免許証返納手続き場所

- ・砂川警察庁舎
- ・滝川警察署
- ・札幌運転免許試験場
- ・中央・厚別優良運転者免許更新センター



返納したら市役所へ

持ち物

- ・運転免許取消申請書(申請窓口で配付)
- ・運転免許証(紛失などによりお持ちでない方は、申請者の本人確認書類など)

料金 無料

☎砂川警察庁舎Tel 54-0110
滝川警察署Tel 24-0110

運転免許証自主返納サポート事業

申請時に市内に在住し、すべての種類の運転免許証を自主返納した方(1人1回限り)
※自主返納した日から1年以内に申請してください。

支援品

- ・市内の事業者などが発行する商品券 10,000 円分
- ・砂川市予約型乗合タクシー無料利用券 3,000 円分
- ・夜光反射材

申請方法

次のものを持参のうえ、生活交通係(1階8番窓口)へ
・「申請による運転免許の取消通知書」または運転免許証の返納を確認できるもの
・本人確認書類(取り消し後の運転免許証、マイナンバーカードなど)
※代理人申請の場合は、代理人の印鑑と本人確認書類が必要です。